

令和 2 年第 3 1 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 1 2 月 1 0 日 (木曜日) 至午後 4 時 2 5 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員 高木委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第 1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞 9 件、意見の聴取 1 6 件について説明があり、決裁が行われた。

第 2 定例会議

1 損害保険ジャパン(株)との包括連携協定の締結について

(1) 名称

「地域の安全・安心」の実現に向けた包括連携協定

(2) 目的

この協定は、熊本県警察と損害保険ジャパン(株)が相互に連携し、県民の安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために必要な事項を定めるものとする。

(3) 連携の項目

- ア 地域の犯罪防止(見守り)に関すること
- イ 熊本県民及び企業の交通事故の軽減に関すること
- ウ サイバーセキュリティ対策に関すること
- エ 自転車の安全利用の促進に関すること
- オ その他県民の安全・安心な生活を実現するために必要なこと

(4) 協定締結日

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 (月)

(5) 有効期間

協定締結の日から効力を有する。

※終期設定なし。

【委員からの質問等】

委員から「他社から同様の話があれば受けるような形になるのか」との質疑があり、警察側から「お話があれば、基本的には積極的に検討すべきであろうと考えている」との説明があった。さらに、委員から「この協定で県警として期待できる部分や業務の効率化に資する部分は何か」との質疑があり、警察側から「考えられる措置として、会社の方で作成されるチラシの中に警察広報の内容を載せていただいたり、顧客への保険の商品説明の際に詐欺被害防止等について一言、注意喚起いただくなどがある」旨の説明があった。

2 窓口業務における受付時間の短縮について

(1) 目的

この取組は、時間外勤務を前提とした勤務形態の見直しによる時間外勤務の縮減等職員のワークライフバランスの推進及び夕方の時間帯における交通事故等への事案対処態勢の強化に資することを目的とする。

(2) 受付時間

原則、午前9時から午後4時までの間とする。

※既に短縮した時間で実施している業務等一部の業務については、現行の受付時間又は個別の受付時間とする。

(3) 短縮する窓口業務

- | | |
|------------|-----------|
| ア 警察署 | 【別紙1】のとおり |
| イ 警察本部 | 【別紙2】のとおり |
| ウ 運転免許センター | 【別紙3】のとおり |
| エ 氷川幹部交番 | 【別紙4】のとおり |

(4) 運用開始

令和3年1月1日から試行運用開始

(5) 周知活動

- ア 関係機関・団体等への事前説明（業務主管課において実施）
- イ 報道機関への広報、県警ホームページへの掲載及び窓口における広報チラシの掲示等（12月11日（金））

(6) その他

この取組が県民に定着するまでの間は、受付時間以外の時間であっても柔軟な対応に努めるとともに、以後の協力を求めるものとする。

【委員からの質問等】

委員から「県民の利便性に関わることであり、県民の皆さんに理解していただくのが大切だと思うため、周知徹底を図るようお願いする」との発言があり、警察側から「まず試行期間において十分に検証していくとともに、県民の皆さんへ周知を図ってまいりたい」旨の説明があった。

3 ストーカー加害者に対するカウンセリング・治療の受診勧奨措置の一層の推進について

(1) 概要

ストーカー加害者(以下「加害者」という。)に対するカウンセリング・治療(以下「カウンセリング等」という。)については、平成29年9月から、加害者の内面に働き掛ける取組を推進しているところであるが、加害者にカウンセリング等について理解を深めるための書面を新たに作成し、受診勧奨措置を一層進め、加害者の立ち直り支援を実施するもの

(2) 加害者に呈示する書面

【別紙5】のとおり

- 書面には、制度の趣旨、カウンセリング等を通じて立ち直った事例等を掲載
- カウンセリング等の希望の有無等について、チェック方式で意思確認を実施

(3) 対象となる加害者

- ア ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等を講じた、又は事件検挙（同法律以外の法令違反による事件検挙を含む。）した者
- イ 上記ア以外で、被害者に対する強い執着心や支配欲を有し、つきまとい等を繰り返すおそれがある者

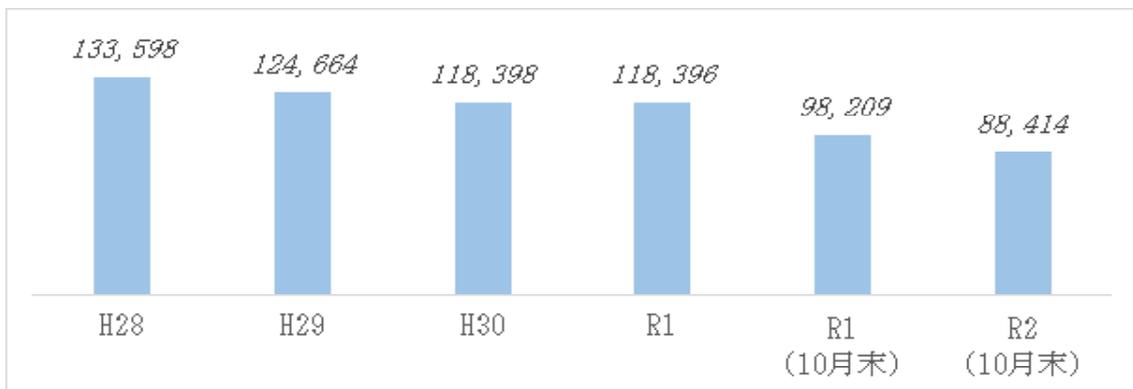
- ウ その他、警察署長が必要と認めた者
- (4) 実施要領
 - 対象となる加害者に対し、次のとおり実施
 - ア 書面を呈示してカウンセリング等の趣旨を説明
 - イ 書面への記入は任意であり、同意を得られた場合に限り、書面に必要事項を記入の上提出・受領
 - ウ 生活安全企画課を経由して医療機関と調整を図り、カウンセリング等へ移行

【委員からの質問等】

委員から「加害者へ働きかけるというのは、実際の効果はいろいろあるかと思うが、大変心強いことである」との意見があった。さらに、委員から「今回の措置はストーカーに限定してあるがDV加害者へのカウンセリングは含まれないのか」との質疑があり、警察側から「DV加害者は含まれておらず、まずはストーカーの部分で取組を積み上げていって成果を出していくことで、DV加害者への措置もシステム化できるのではないかと考えている」との説明があった。

4 「110番の日」に向けた取組について

- (1) 「110番」通報制度の歴史等について
 - 昭和23年10月、東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の6大都市及び通信局所在都市の札幌・熊本の2都市で開始
 - 平成9年10月、県警本部新庁舎移転に伴い、城南・天草地区の6警察署の110番回線を集中化。以降、県下全ての110番通報は通信指令課で受理
- (2) 110番受理件数の推移



- (3) 「110番の日」について
 - 「110番」通報を周知し適正利用を図るため、昭和61年から毎年1月10日を「110番の日」と定め、全国で広報啓発活動を実施
 - 令和2年の「110番の日」は、外国人留学生を通信指令課110番センターに招き研修会を実施
- (4) 令和3年「110番の日」に向けた取組
 - ア 「YouTube・熊本県警公式チャンネル」に、110番の通報要領や受理・指令の様子を紹介した『110番の日・110番センターへようこそ』（通信指令課110番センター員が制作）を掲載
 - イ 熊本県警察の公式ホームページ、防犯協会広報誌「防犯くまもと」、交通安全協会広報誌「交通熊本」等に110番の通報要領・適正利用等を掲載
 - ウ 県警本部庁舎4階に横断幕『1月10日は110番の日です』『110番は正しく利用しましょう』を掲示

エ 県下23警察署で、広報チラシ『事件事故の緊急ダイヤル110番』等を来庁者等に配布

【委員からの質問等】

委員から「県民の皆さんに、『こういう通報は、110番通報には適しない』というような事例を広報していただきたい」との意見があった。

5 年末年始における交通諸対策の推進について

(1) 目的

年末年始は、人や車両の動きが活発化し、実勢速度の上昇による重大交通事故や人や車が特定の地域・路線に集中することによる交通渋滞の発生が懸念され、また集団暴走行為等が敢行されるおそれもある。そこで、年末年始の交通の安全と円滑を確保し、もって交通事故の防止等を図るため、諸対策を推進するもの

※【別紙6（年末年始の交通事故発生状況等について）】参照

(2) 実施期間

令和2年12月21日（月）から令和3年1月3日（日）までの14日間

(3) 具体的対策

ア 交通事故防止対策

- (ア) 街頭活動の強化
- (イ) 広報啓発活動の推進

イ 暴走族等対策

- (ア) 個別指導の強化
- (イ) 事前情報の収集と組織的対応

ウ 交通渋滞解消対策

- (ア) 事前対策
 - a 隣接警察署との連携
 - b 道路工事の抑制
- (イ) 期間中の対策
 - a 交通渋滞情報の収集と提供
 - b 現場措置
 - c 高速道路対策

【委員からの質問等】

委員から「警察が取締りを行うことは、交通事故の未然防止に大きな影響力があるので、警戒も含めてよろしく願います」との意見があった。

6 警察法第53条3項の指揮監督について

警察法第53条3項の指揮監督について説明が行われた。

第3 報告・決裁等

1 「110番の日」に向けた取組についての報告（DVD視聴）

通信指令課指令官から報告が行われた。

2 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う今後の方針についての決裁

交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。

3 令和2年第30回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

4 審査請求(R2No.1) 審理手続の終結等についての決裁

- 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 5 **審査請求(R2No.1) 審理経過調書作成の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 **要望 (R2No.26) 受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 7 **要望 (R2No.27) 受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。

【警察署】

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
落とし物関係	警察署における拾得物の返還及び引渡し	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
生活安全関係	風俗営業・風俗案内業関係・インターネット異性紹介事業関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
	銃砲刀剣類・火薬類関係				
	警備業・探偵業・古物営業・質屋営業関係				
刑事関係	暴力団排除に係る照会関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
	熊本県暴力団排除条例第24条の標章関係				
	不当要求防止責任者選任届関係				
交通関係	緊急自動車、道路維持作業用自動車関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
	安全運転管理者関係				
	自動車運転代行業関係				
	電動車椅子に係る確認事務				
	電動の小児用の車に係る確認事務				
	道路使用許可関係				
	自動車保管場所関係				
	通行禁止道路通行許可申請				
	駐車禁止場所駐車許可申請				
	通行禁止除外指定車標章交付申請				
	駐車禁止除外指定車標章交付申請				
	高齢運転者等標章交付申請				
	制限外積載等申請				
	緊急通行車両等事前届出				
運転免許関係	運転免許更新申請（優良・一般・違反・高齢者）	8:30 ~ 16:30	→	9:00 ~ 16:00	
	運転免許再交付等申請				
	国外運転免許申請				
	運転免許記載事項変更				
	運転免許申請取消（免許自主返納）				
	運転経歴証明書関係（証明書申請・記載事項変更・再交付）				
	運転免許証有効期限延長措置				
仮免許証の延長申請	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00		
その他	警察証明関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	

【警察署】 ※既に短縮している業務

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
運転免許関係	取消処分者講習受講申込	9:00 ~ 16:00	→	現行のまま	

【警察本部】

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
警務関係	情報公開・個人情報開示請求関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
生活安全関係	銃砲刀剣類関係のうち、初心者講習関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
刑事関係	暴力団排除に係る照会関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
	犯罪経歴証明関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	11:30~13:00を除く。
交通関係	駐車監視員法人登録及び駐車監視員資格者証交付申請等	8:30 ~ 16:30	→	9:00 ~ 16:00	
	緊急自動車、道路維持作業用自動車関係	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	
	道路使用許可申請				
	緊急通行車両等事前届出				

【警察本部】 ※短縮しない業務、既に短縮している業務

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
被害者支援関係	犯罪被害給付金申請受付	8:30 ~ 17:15	→	現行のまま	
	国外弔慰金申請受付				
生活安全関係	風俗営業関係のうち、検定申請・確認申請関係	13:30 ~ 15:30			
交通関係	交通反則通告制度関係	8:30 ~ 17:15			

【高速道路交通警察隊】

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
交通関係	道路使用許可申請	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	

【運転免許センター】

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
運転免許関係	運転免許再交付等申請	8:30 ~ 16:00	→	9:00 ~ 16:00	11:00~13:00を除く。
	国外運転免許申請				
	運転免許申請取消 (免許自主返納)				
	運転経歴証明書関係(証明書申請・再交付)				
	運転免許記載事項変更 運転経歴証明書記載事項変更	8:30 ~ 16:30	→	9:00 ~ 16:00	11:30~13:00を除く。
	運転免許証有効期限延長措置				
	仮免許証・卒業証明書・終了証明書等の延長申請	8:30 ~ 17:15	→	9:00 ~ 16:00	

【運転免許センター】 ※短縮しない業務、既に短縮している業務

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
運転免許関係	運転免許更新申請(優良)	8:30 ~ 10:30 13:00 ~ 15:00	→	現行のまま	
	運転免許更新申請(一般)	8:30 ~ 9:30 13:00 ~ 14:00			
	運転免許更新申請(違反等)	8:30 ~ 9:30 13:00 ~ 14:00			
	運転免許更新申請(高齢者)	10:00 ~ 11:00 14:00 ~ 15:00			
	運転免許記載事項変更【日曜日】	10:00 ~ 11:30 14:00 ~ 15:30			
	運転免許申請取消【日曜日】 (免許自主返納)	10:30 ~ 11:30 14:30 ~ 15:30			
	運転経歴証明書申請【日曜日】	10:30 ~ 11:30 14:30 ~ 15:30			
	運転経歴証明書記載事項変更【日曜日】	10:00 ~ 11:30 14:00 ~ 15:30			
	運転免許証有効期限延長措置【日曜日】	10:00 ~ 11:30 14:00 ~ 15:30			
	運転免許試験申請 (学科試験、技能試験受験者)	8:30 ~ 9:00			
	技能検査申請	8:30 ~ 9:00			
	条件解除・審査 (指定校卒以外)	8:30 ~ 9:00			
	運転免許試験申請(学科試験、技能試験免除者)	13:00 ~ 13:30			
	運転免許試験申請 (外国免許切替え)	9:00 ~ 16:00			
	取消処分者講習受講申込	9:00 ~ 16:00			

【八代警察署氷川幹部交番】

区分	業務内容	現行の受付時間		短縮後の受付時間	備考
交通関係	道路使用許可申請	8:30 ~ 15:00	→	9:00 ~ 15:00	
	自動車保管場所証明申請				
運転免許関係	運転免許更新申請（優良・一般・違反等・高齢者）	8:30 ~ 15:00	→	9:00 ~ 15:00	
	運転免許再交付等申請				
	国外運転免許申請				
	運転免許記載事項変更				
	運転免許申請取消 （免許自主返納）				
	運転経歴証明書関係（証明書申請・記載事項変更・再交付）				
	運転免許証有効期限延長措置				

カウンセリング等を受けてみませんか

1 はじめに

あなたが相手方に恋愛感情等を抱くことそのものは人間として当然の感情です。ところが、その感情を抑えきれず、相手方の意思に反して行動に及んだ場合、刑罰を受けるだけでなく、損害賠償等の責任問題に発展する場合があります。

2 カウンセリング等の有効性

あなたが医療機関のカウンセリング等を受けることは、病気を治すというものではなく、悩みごとや気持ちの負担を軽くして楽にするものであり、決して恥ずかしいことではありません。

【カウンセリング等の事例】

Aさんは、元交際相手のことが忘れられず、復縁を求めて何度も連絡をしたことで警察から注意を受けました。Aさんは、それでも元交際相手のことが気になり、仕事が手につかない状態でしたが、カウンセリング等を継続して受け、医師に自分の話を聞いてもらったことで気持ちが楽になり、日常生活を取り戻すことができました。

3 カウンセリング等の制度の趣旨

あなたがカウンセリング等を希望する場合、警察が医療機関へあなたの個人情報や事案の概要を情報提供し、スムーズな受診につなげることができます。カウンセリング等を受けるかどうかの判断は、あなたの自由な意思です。また、カウンセリング等の費用は、全額自己負担です。

4 個人情報の保護

警察と医療機関には守秘義務が課せられており、あなたの個人情報がほかに漏れることはありません。

5 同意書の提出

カウンセリング等を希望される方には、自身の個人情報及び事案の概要を警察から医療機関に提供すること、治療状況について医療機関から警察が情報提供を受けることに関する「同意書」を提出してもらいます。希望される方が未成年者の場合は、保護者からも同意書を提出してもらいます。

1から5について理解していただけましたか。 はい いいえ

自分自身を守るためには、一歩踏み出すことが大切です。
以上のことを踏まえ、カウンセリング等の受診に同意しますか。

同意します 同意しません
記入日 令和 年 月 日
署名

熊 本 県 警 察

分析資料 (県内)	年末年始の交通事故発生状況等について (過去3年の「12月21日～1月3日」)	交通企画課 事故分析係
--------------	--	----------------

1 死亡事故の特徴

【時間帯別】薄暮・夜間（日没1時間前～日の出まで）が多発・増加（約73%） ※年間（約45%）

【路線別】国道・県道で多発（60%）

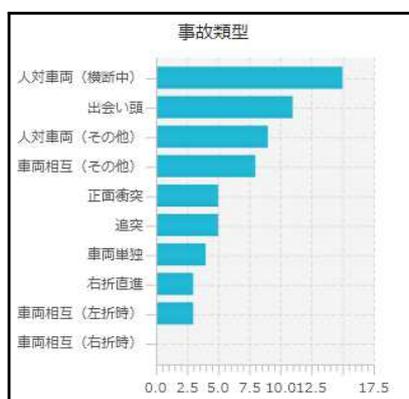
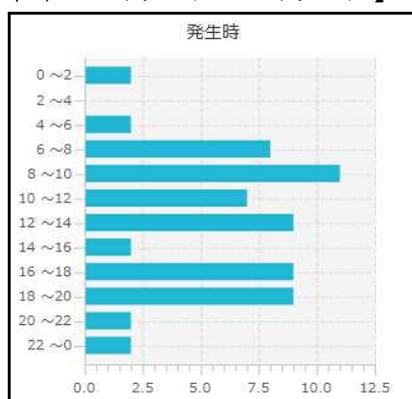
【年齢別】65歳以上の高齢死者が多数のうえ、増加（80%） ※年間 約6割（約56%）

【状態別】「歩行者（約53%）」が最多かつ増加傾向 ※ 次いで「自動車乗車中（40%）」

※ 年間 歩行中死者（約38%）、自動車乗車中（約30%）年末年始「二輪車・自転車」が減少

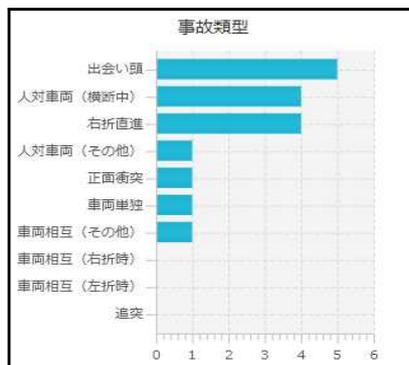
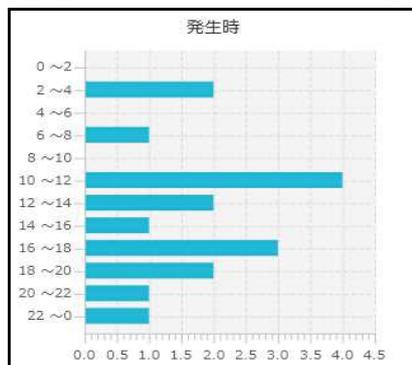
2 重傷以上の人身事故

【年末：12月21日～12月31日】



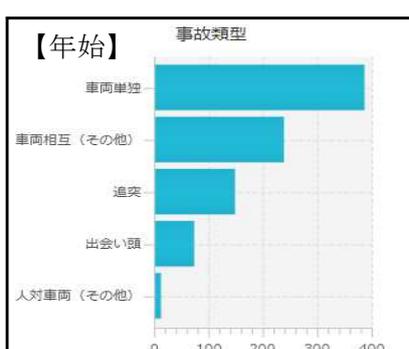
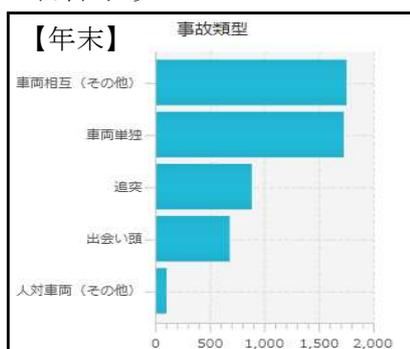
- 日中～薄暮・夜間の早い時間帯で多発傾向
- 横断中の事故が、特に多発傾向

【年始：1月1日～1月3日】



- 昼前～薄暮で多発傾向
- 出会い頭・右折直進の車両相互事故が、増加傾向

3 物件事故



- 年始に「車両単独」の事故が多発
- 年始は、時間帯別で、「10～12時」「14～16時」に多発
- ※ 年末は、日中～薄暮・夜間にまんべんなく発生
- ※ 年末年始の期間中、各年約2,000件発生